

障がい者用PASMOの使い方

① 横浜市営地下鉄・バスでの利用方法

○ 利用できます

- ・ 障害者の方本人用カード
- ・ 介護者用カード

2人で
同時利用

横浜市交通局利用の場合

- ・ 障害者の方本人用カード ▶ 単独利用



障害者の方本人用 単独利用



他社とは制度が異なります。他社利用の場合は、他社にお問い合わせください。

× 利用できません

障がい者用PASMO以外の乗車券と
介護者用カードの
組み合わせ利用はできません！

- ・ 横浜市が発行する各種乗車証
(敬老特別乗車証、福祉特別乗車券等)
- ・ きっぷ、回数券、一日乗車券等

&

介護者用



介護者用カードのみの
利用はできません！

介護者用 単独利用



※横浜市営地下鉄・バス以外の事業者での利用方法は各事業者へお問い合わせください。

※有効期限更新時に、ご利用状況を確認させていただきます。

- ② カード内チャージ金(SF)できっぷ購入やお買い物をする場合、どちらのカードも単独で利用することができます。
- ③ 有効期限は**1年間**です。継続して利用する場合は、PASMOを取り扱う鉄道事業者(※一部事業者を除く)にて更新手続きが必要です。

※「PASMO」は株式会社パスモの登録商標です。

お問合せ先：横浜市コールセンター TEL.045-664-2525



横浜市交通局

ご 案 内

1 購入について

- ・ 障がい者用PASMOは第1種身体障害者、第1種知的障害者及び第1種精神障害者の方とその介護者の方がご利用いただくことのできる、大人用PASMOカードです。
- ・ 障がい者用PASMOは障害者の方本人用カードと介護者用カードの2枚1セットで発売します。どちらか片方のみの発売はできません。
- ・ 障がい者用PASMO購入時は、第1種障害者であることが表示された身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(写真が表示されたもの)をご提示ください。
また、代理人の方が購入することも可能です。

2 利用について

- ・ 市営地下鉄及び市営バスでは、次の場合に障がい者用PASMOをご利用いただくことができます。
 - ①障害者の方と介護者の方が同一行程を同時にご乗車する場合
 - ②障害者の方が単独でご乗車する場合※介護者の方が単独で利用することはできません。
- ・ 障害者の方が、他の乗車券等(※)でご乗車する場合、介護者用カードはご利用いただくことができませんのでご注意ください。
※敬老特別乗車証・福祉特別乗車券・きっぷ・回数券・一日乗車券等
- ・ 同一行程かつ同時の利用であっても、障害者の方が定期券、介護者の方がSF利用のように、使用する券種が異なる場合もご利用いただくことができません。

3 有効期限の更新について

- ・ 有効期限の更新を行う際に、障害者の方本人用カードと介護者用カードの利用履歴を確認させていただきます。
- ・ 利用履歴を確認した結果、不適切な利用が確認された場合は、回収させていただきます。

4 その他

- ・ 障がい者用PASMOを紛失された場合や不具合が発生した場合は、駅係員にお声がけください。状況に応じて、再発行の手続きを行います。
- ・ 障害者の方本人用カードの再発行手続き中は、介護者用カードで市営地下鉄・市営バスをご利用いただくことはできません。きっぷを購入いただくか、現金にてご乗車ください。

※「PASMO」は株式会社バスモの登録商標です。

